

（本号の目次）

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 3月の主な成立法令一覧
3. 3月の主な発刊書籍一覧（私法）
4. 3月の主な発刊書籍一覧（公法・その他）
5. 発刊書籍＜解説＞

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民法】

(1) 最一判平成16年6月3日判タ1159号138頁 平成14年（受）505号

離婚請求本訴、同反訴事件（破棄差戻）

→法務速報38号6番にて紹介済

(2) 最三判平成16年6月8日判タ1159号130頁 平成15年（受）第709号

損害賠償請求事件（上告棄却）

法務速報38号7番で紹介済

(3) 最三判平成16年6月29日判タ1159号127頁 平成15年（受）第751号

地代減額確認請求事件（破棄差戻）

→法務速報39号14番にて紹介済

(4) 最一判平成17年3月10日 最高HP平成13年（才）第656号、平成13年（受）第645号 建物明渡請求事件（一部棄却、一部破棄自判）

1 抵当権設定登記後に抵当不動産の所有者から占有権原の設定を受けてこれを占有する者についても、その占有権原の設定に抵当権の実行としての競売手続を妨害する目的が認められ、その占有により抵当不動産の交換価値の実現が妨げられて抵当権者の優先弁済請求権の行使が困難となるような状態があるときは、抵当権者は、当該占有者に対し、抵当権に基づく妨害排除請求として、上記状態の排除を求めることができるものというべきである。なぜなら、抵当不動産の所有者は、抵当不動産を使用又は収益するに当たり、抵当不動産を適切に維持管理することが予定されており、抵当権の実行としての競売手続を妨害するような占有権原を設定することは許されないからである。

2 抵当権に基づく妨害排除請求権の行使に当たり、抵当不動産の所有者において抵当権に対する侵害が生じないように抵当不動産を適切に維持管理することが期待できない場合には、抵当権者は、占有者に対し、直接自己への抵当不動産の明渡しを求めることができるものというべきである。

3 抵当権者は、抵当不動産を自ら使用することはできず、民事執行法上の手続等によらずにその使用による利益を取得することもできないし、また、抵当権者が抵当権に基づく妨害排除請求により取得する占有は、抵当不動産の所有者に代わり抵当不動産を維持管理することを目的とするものであって、抵当不動産の使用及びその使用による利益の取得を目的とするものではないから、抵当不動産に対する第三者の占有により賃料額相当の損害を被るものではないというべきである。

(5) 最一判平成17年3月10日 最高HP平成14年（受）第1565号 土地明渡請求事件（破棄差戻し）

賃借人は、賃貸借契約上の義務に違反する行為により生じた賃借目的物の毀損について、賃貸借契約終了時に原状回復義務を負うことは明らかであるから、土地の賃借人が、土地を無断で転貸し、転借人が同土地上に産業廃棄物を不法に投棄したという事実関係の下では、同行為が犯罪行為であるとしても、賃貸借契約の終了に基づく原状回復義務として、上記産業廃棄物を撤去すべき義務を免れない。

(6) 最一判平成17年3月10日 最高HP平成14年（受）第1954号 賃料請求本訴、同反訴事件（破棄差戻し）

賃借人の要望に沿って建築され、大型スーパーストアの店舗以外の用途に転用することが困難である建物について賃借人が将来にわたり安定した賃料収入を得ること等を目的として3年ごとに賃料を増額する旨の特約が付され賃料額が定められた賃貸借契約が締結された場合において、賃借人のした賃料減額請求の可否を判断するに当たっては、土地建物の価格等の変動、近傍同種の建物の賃料相場等借地借家法32条1項所定の諸般の事情を総合的に考慮すべきであるから（最一判昭和44年9月25日・裁判集民事96号625頁、最三判平成15年10月21日・民集57巻9号1213頁、最一判平成15年10月23日・裁判集民事211号253頁参照）、賃借人の経営状態など特定の要素を基にした上で、当初の合意賃料を維持することが公平を失し信義に反するというような特段の事情があるか否かをみるなどの独自の基準を設けて、これを判断することは許されないとした事例。

(7) 東京高判平成16年3月31日判タ1159号204頁 平成15年（ネ）第6316号 工事施工等請求控訴事件

被告の建物から原告ら宅を眺望しうる窓の二重ガラスの内側に目隠しのために曇りガラスを使用する旨の調停が成立したが、被告が当該条項を完全に満足する曇りガラスではなく、当該ガラスにその不透明度を高めるためにフィルムをちよう付している場合において、本件調停で曇りガラスの種類・品質などについて具体的に規定しているわけではなく、そのようなガラスが曇りガラスそ

れ自体に該当することは否定し得えず、原告らの慰謝料支払い義務が否定された事例。

(8) 大阪高判平成16年7月13日金法1731号67頁 平成16年(ネ)第857号 保証金返還請求控訴事件

賃貸人たる地位に承継があった場合には、旧賃貸人に差し入れられた敷金は、未払賃料等があればこれに当然充当され、残額についてその権利義務関係が新賃貸人に承継されるが、敷金返還請求権に質権が設定された場合でも、それによって敷金としての性質に変更が生じるものではないから、この場合も、上記と同様に、敷金は新賃貸人に承継される。

(9) 大阪高判平成16年9月2日金法1732号54頁 平成15年(ネ)第1176号 不当利得金返還請求控訴事件

根抵当権者が競売申立てにあたり、先順位抵当権の被担保債権額を誤信し、被担保債権の一部の競売申立てを行った場合、当該根抵当権者は、後順位者との関係で、残部の被担保債権に対する優先弁済請求権を喪失し、その効果は当該手続における配当にとどまらず、爾後、手続外で、この優先弁済請求権を根拠として不当利得返還請求をすることも許されない。

(10) 名古屋高判平成16年12月8日 高裁HP 離婚等請求控訴事件(一部認容の原判決変更、一部認容)

1 年金が財産分与の対象となることを肯定しつつ、その分与方法として、平均余命までの年金受給額を現価に計算して財産分与の対象とすべきとする主張を退け、各期において実際に支給される年金額の一定割合をその都度分与する方法によることが相当であるとした事例。

2 主文は、「被控訴人は、控訴人に対し、原判決第1項の離婚判決が確定した日以降において、別紙目録記載の年金を支給されたときは、当該支給に係る金額の10分の3に相当する金員を、当該支給がされた日が属する月の末日までに支払え。」とされた。

(11) 名古屋高判平成16年12月8日 高裁HP 平成16年(ネ)第610号 不当利得返還請求控訴事件(控訴棄却)

1 毎月の返済額については約定の最低額以上であればあとは債務者の任意の決定に任せるといった内容の契約であっても、最低額での返済継続並びに最終返済期間における残額全部の返済を前提とした、貸金業法17条1項の趣旨に沿った「返済期間」「返済回数」の記載は可能であるとして、「返済期間」「返済回数」の記載のない書面の17条書面該当性を否定した事例。

(12) 名古屋高判平成16年12月22日 平成16年(ネ)第790号 損害賠償請求控訴事件(控訴棄却)

1 婚姻後も就業を継続し、男女格差がなく、当該年齢に応じた全労働者平均賃金に近い賃金を得ていた22歳女子(高卒、事故前年度の給与所得は302万2416円)の逸失利益について、全労働者の平均賃金を基礎収入として算定するのが合理的であるとした事例。

2 近時の法制度や社会環境、意識の変化等、女性の就労環境をめぐる動向に鑑みれば、通常の能力と意欲があれば、女性であっても、全労働者の平均賃金程度の収入を得ることは、さほど困難ではない環境が整いつつあり、また、そのような趨勢自体が将来変わるとも考えられない。

(13) 札幌高判平成17年2月23日 高裁HP 不当利得返還、貸金請求控訴事件(一部認容の原判決変更、請求認容)

1 貸金業法に定める登録貸金業者が出資法5条所定の利率を大幅に上回る超高金利の貸付(年利1200%にも及ぶ著しく高率の利息)をしたことは、違法行為の手段にすぎず、民法上の保護に値する財産的価値の移転があったとは評価できないとして、弁済を受けた金員全額の返還を認容した事例。借り受けた者が支払った全額がその全額が「被控訴人の不法行為に基づく損害である」といえる」とも指摘されている。

(14) 東京地判平成15年3月28日判タ1159号217頁 平成13年(ワ)第22690号 専属実演家契約終了確認等請求事件(一部認容・控訴、後一部和解、一部放棄)

→法務速報33号12番にて紹介済

(15) 松山地今治支判平成15年8月28日判タ1159号211頁 平成14年(ワ)第81号 売買代金請求事件、平成14年(ワ)第82号 貸付金請求事件

1 軽油密造の関係者間における密造軽油の値引き売買につき、軽油引取税のほ脱を前提とした密造軽油の売買は、地方税である軽油引取税が地方公共団体の重要な財源となっていること、密造軽油の使用を原因とする健康被害・環境汚染に対する認識が高まり密造軽油の撲滅に向けた動きが活発化していること等の事情に照らして、軽油の密造・販売の当事者が密造軽油であることを知りながらした売買契約は、値引き合意部分だけでなく売買契約全体が公序良俗違反で無効となり、値引き分も不法原因給付として不当利得返還請求が許されないとされた。

2 密造軽油販売の売掛金入金債務を旧債務とする準消費貸借契約が公序良俗に反し無効であるとされた。

(16) 東京地判平成15年9月19日判タ1159号262頁 平成12年(ワ)第471号 損害賠償請求事件(一部認容・控訴、後取下)

脳動静脈奇形の手術中の患者に使用されたカテーテルが脳血管内で破裂し、患者に脳硬塞による後遺傷害が生じた事故について、カテーテルに強度不足の

欠陥があったとして、カテーテルの輸入販売会社の製造物責任が肯定された事例。

(17) 神戸地姫路支判平成16年1月15日判タ1159号285頁 平成14年(ワ)第860号 不当利得返還本訴請求事件・貸金反訴請求事件、平成15年(ワ)第78号 不当利得返還本訴請求事件、平成15年(ワ)第304号 貸金反訴請求事件(一部認容・確定)

信販会社のクレジットカード等のカード利用契約に基づく継続的金銭消費貸借について、利息制限法を超える利息等が、貸金業法18条2項の預貯金口座への払込みの方法で支払われ、弁済者から同条1項の受取証書の交付の請求がなかった場合においても、借主の受取証書の受領拒絶や受領不能などの特段の事情がない限り、貸金業者はその払込みを受けたことを確認した都度、直ちに受取証書を債務者に交付しなければ、同法43条のみなし弁済規定が適用されないと判断された。

(18) 甲府地判平成16年8月31日判時1878号123頁 平成14年(ワ)第70号 損害賠償請求事件

市立小学校4年生の被害児童が、「帰りの会」の時間中に担任教諭が児童に裁縫道具を配っている最中に、加害児童の投げた鉛筆が左目に当たり、角膜裂傷等の障害を負い、失明同然の後遺障害が残った事案につき、

1 担任教諭は、日頃から問題行動のみられた加害児童が「帰りの会」の最中落ち着かない様子であったことを認識していたのであるから、友達関係の問題の生じていた被害児童の近くに座らせれば、何らかの危険を伴う行動に出るかもしれないことは通常予見できたが、加害児童の動静に対する注意を怠り、加害児童が鉛筆を持って被害児童にいたずらを仕掛けていることや被害児童がやめると声を出して抵抗していた様子に気付かず、安全配慮義務を怠った、として国家賠償請求が認められ、

2 加害児童は事故当時満10歳であって本件事故における違法行為についての自己の責任を弁識する能力を備えていなかったところ、その両親は「本件事故は学校において担任教諭の監督下で発生したのであるから親権者としての監督義務違反はない」と主張したが認められず、両親が自らの監督義務を怠らなかったと認めることはできない、として加害児童の両親に対する損害賠償請求が認められた事例。

【商事法】

(19) 最二判平成16年10月4日判時1880号115頁 平成14年(受)第1289号・書類閲覧等請求事件

→ 法務速報42号18番で紹介済

(20) 東京高決平成16年8月4日金法1733号92頁 平成16年(ラ)第1297号 新株発行差止仮処分申立却下決定に対する抗告事件

第三者との業務提携に係る事業計画のために新株を発行し資金調達を行う必要性が認められ、かつ、同事業計画にも合理性が認められることからすれば、仮に、本件新株発行に際し、債務者代表者をはじめとする債務者の現経営陣の一部において、債権者の持株比率を低下させ、自らの支配権を維持する意図を有していたとしたとしても、支配権の維持が本件新株発行の唯一の動機であったとは認めがたい上、その意図するところが会社の発展や業績の向上という正当な意図に優越するものであったとまでも認めることは難しいとして、当該新株発行が商法280条の10所定の「著しく不公正ナル方法」による株式発行に当たるものということではできないとした事例。

【知的財産】

(21) 最三判平成16年6月8日判タ1159号135頁 平成15年(行七)第265号 審決取消請求事件(上告棄却)

→ 法務速報38号19番にて紹介済

(22) 東京高判平成17年2月17日 裁判所HP 平成16(ネ)806等 著作権 民事訴訟事件

乙曲「記念樹」が甲曲「どこまでも行こう」を複製したものであり、被控訴人の著作権(複製権)及び作曲家小林亜星の著作人格権を侵害するとして提起された損害賠償請求訴訟の係属中に、乙曲の著作物使用料分配を保留したが、乙曲の利用許諾を中止しなかったことにつき、社団法人日本音楽著作権協会に何らかの注意義務違反等があったか否かについて争われた。

裁判所は、使用料分配保留という措置は、侵害が争われている音楽著作物の使用料相当の金額を保留することによって実質的に担保といえるものとなっているので、仮に著作権侵害であるとされた場合でも、回復し難い損害でも生じない限り、侵害された側の損害回復は、通常は基本的に確保されているといえるので、全体としてみて、特段の事情がない限り、利用許諾中止という措置に比べてより穏当で、かつ、合理的な措置である、として、原審(東京地方裁判所平成15年(ワ)第8356号、平成15年12月26日判決)の控訴人敗訴部分を取り消した。

(23) 東京高判平成17年3月3日 裁判所HP 平成16(ネ)2067 著作権 民事訴訟事件

インターネット上においてだれもが匿名で書き込みが可能な掲示板を開設し運営する者は、著作権侵害となるような書き込みをしないよう、適切な注意事項を適宜な方法で案内するなどの事前の対策を講じるだけでなく、著作権侵害となる書き込みがあった際には、これに対し適切な是正措置を速やかに取る態勢で臨むべき義務があり、被控訴人としては、編集長Aからの通知を受けた際には、直ちに本件著作権侵害行為に当たる発言が本件掲示板で書き込まれて

いることを認識することができ、発言者に照会するまでもなく速やかにこれを削除すべきであったというべきであるにもかかわらず、被控訴人は、上記通知に対し、発言者に対する照会すらせず、何らの是正措置を取らなかったのであるから、故意又は過失により著作権侵害に加担していたものといわざるを得ない、として、原判決（東京地方裁判所平成15年（ワ）第15526号、平成16年3月11日判決）を変更し、被控訴人が運営するインターネット上の電子掲示板「2ちゃんねる」に無断で転載された対談記事の送信可能化および自動公衆送信を差止める請求を認めた。

(24) 東京地判平成15年12月26日判タ1159号275頁 平成14年（ワ）第3237号 特許権侵害差止等請求事件（一部認容・控訴、平成16年10月25日現在係属中）
→法務速報38号22番にて紹介済

【民事手続】

(25) 最二決平成16年10月1日金法1731号56頁 平成16年（許）第5号 配当表に対する異議申立て却下決定に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件
→法務速報42号29番にて紹介済

(26) 最三決平成16年5月25日判タ1159号143頁 平成15年（許）第40号 文書提出命令申立て却下決定に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件
→法務速報38号26号にて紹介済

(27) 最三決平成16年9月17日判時1880号70頁 平成16年（ク）第545号・再審却下決定に対する抗告審の取消決定に対する再抗告審の取消決定に対する特別抗告事件

再抗告の申立て期間については、再抗告の対象となる決定の内容が即時抗告又は通常抗告のいずれの抗告によるべき性質のものであるかにより、即時抗告期間内に申し立てなければならぬか否かが定まるものと解するのが相当である。

本件再抗告の対象たる原々決定は、再審請求を棄却した決定であり、仮にこの決定が再審裁判所でされたものであるとすれば、それに対する不服申立ては、民訴法345条2項、347条により即時抗告によるべきであり、原々決定の内容は即時抗告によるべき性質のものであるから、同法332条所定の即時抗告期間内に申し立てなければならぬというべきである。

(28) 佐賀地決平成16年8月26日判時1878号34頁 平成14年（ヨ）第79号・86号、同15年（ヨ）第3号 各工事差止仮処分命令申立事件

有明海で漁業を営む漁民らが、潮受堤防工事、排水門締切によって年間漁獲量が着工前の30%以下に減少し、特にノリ漁業が壊滅的な不作に陥ったなどと主張し、この被害防止のために、国営諫早湾干拓事業（以下「本件事業」）の工事差止を求める仮処分事件において、有識者、漁業者らからなるノリ不作等検討委員会や多数の学者が本件事業が有明海において生じた漁業被害に影響を及ぼしている旨の見解を示していることなどを考慮し、唯一の原因とまでは断じ得ないものの、少なくとも漁業被害に一定程度寄与していることについての因果関係の疎明はありと認められ、他方で、漁民らの漁獲高の減少は将来の経済生活の面で、極めて重大で深刻な影響を与えていると認められるから、その被害・損害を避けるためには本件事業を一時的に現状維持する必要性があると保全の必要性が認められ、工事差止仮処分命令の申立が認容された事例。

【刑事法】

(29) 最二決平成16年6月24日判タ1159号148頁 平成15年（シ）第104号 再審請求棄却決定に対する異議申立て棄却決定に対する特別抗告事件
再審請求事件において、請求人が特別抗告申立て中に死亡した場合、再審請求事件の手続は終了する。

（主文）「本件再審請求事件の手続は、平成16年6月4日申立人の死亡により終了した。」

（決定理由）「記録によれば、申立人は、平成16年6月4日死亡したことが明らかである。そうすると、本件再審請求事件の手続は、申立人の死亡により終了したものであるから、裁判官全員の一致の意見で、主文のとおり決定する。」

(30) 最三判平成16年9月7日判時1878号88頁 平成15年（オ）第975号・同（受）第1030号・1031号 損害賠償請求事件
→法務速報41号35番で紹介済み。

(31) 最一決平成17年3月11日 最高HP平成15年（あ）第434号 収賄被告事件（棄却）

警視庁調布警察署地域課に勤務する警察官が、警視庁多摩中央警察署刑事課で捜査中の公正証書原本不実記載等の事件につき同警察署長に対し告発状を提出していた者から、同事件について、告発状の検討、助言、捜査情報の提供、捜査関係者への働き掛けなどの有利かつ便宜な取り計らいを受けたいとの趣旨の下に供与されるものであることを知りながら、現金の供与を受けた行為は、警察法64条等の関係法令によれば、同庁警察官の犯罪捜査に関する職務権限は、同庁の管轄区域である東京都の全域に及ぶと解されることなどに照らすと、その職務に関し賄賂を收受したものであるというべきであり収賄罪が成立するとされた事例。

(32) 札幌地判平成15年11月27日判タ1159号292頁 平成14年（わ）第712号 保護責任者遺棄致死（認定罪名 保護責任者遺棄）被告事件（有罪・控訴、

後控訴棄却)

妻Aが実母Bから階段の角等に頭を打ち付けられるなどして頭部から多量に出血しているのを発見した被告人が直ちに止血をし、救急車の派遣を求めるなどAの生存に必要な措置を講じないでAを放置し、Aを失血により死亡させたとして保護責任者遺棄致死罪に問われた事案において（なお、BはAに対する殺人罪で別に起訴され、同罪で懲役7年の判決が確定した）、被告人が救命措置を講じた場合、被害者が救命された可能性は相当程度あったとして、保護責任者遺棄罪の成立を認めたものの、被害者が死亡した可能性を否定することはできず、被告人の不保護と被害者の死亡との因果関係を認めるには合理的な疑いが残るとして、同致死罪の成立が否定された。

【公法】

(33) 最一決平成16年5月31日判タ1159号123頁 平成16年（行フ）第3号
執行停止決定に対する許可抗告事件（一部抗告棄却、一部破棄自判）
→法務速報38号37番にて紹介済

(34) 最一判平成16年11月18日判時1880号60頁・平成14年（行ヒ）第108号・情報公開請求却下決定処分取消請求事件
法務速報43号50番で紹介済

→
(35) 最一判平成16年11月25日判時1878号65頁 平成12年（行ヒ）第292号 損害賠償等請求事件
→法務速報44号32番で紹介済み。

(36) 最一判平成17年3月10日 最高HP平成13年（行ヒ）第40号 県職員野球観戦旅費返還請求事件（破棄自判）
全国都道府県議会議員軟式野球大会に参加する議員の応援等を目的とする県総務部長に対する大分から大阪への旅行命令は、同野球大会が国体実行委員会から協賛事業や関連行事とされていたものではなく、地方自治の発展に寄与するような相互交流や意見交換の機会も設けられていなかったというのであるから公務に当たらず違法であるが、大分県においては、総務部長が例年全国野球大会に参加する県議会議員の応援に赴いており、本件出張では、県の機関において職務執行基準の遵守を徹底するために訓示するという総務部長の職務に属する用務もその目的の一つとされていたという事情に照らすと、本件旅行命令が著しく合理性を欠き、そのために予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵があるとは言えないから、上記旅行命令に伴い旅費の支出命令を専決する権限を有する補助職員である県総務部財政課主幹兼総務係長が専決によりした旅費の支出命令は違法ではないとされた事例

(37) 最一判平成17年3月10日 最高HP平成16年（行ヒ）第278号 消費税更正処分等取消請求事件（棄却）

法人が税務調査において適法に帳簿書類の提示を求められ、これに応じ難いとする理由も格別なかったにもかかわらず、ビデオカメラによる撮影の停止要求に応じないなどして帳簿書類の提示を拒否し、その後も、帳簿書類等の提示を拒み続けた場合は、税務調査が行われた時点で所定の帳簿書類を保管していたとしても、法人税法153条に基づく税務職員による帳簿書類の検査に当たって適時にこれを提示することが可能なように態勢を整えて保存することをしていなかったというべきであり、青色申告の承認の取消事由である法人税法127条1項1号に該当する事実がある場合に当たるとされた事例。

(38) 名古屋高金沢支判平成16年12月15日 平成15年（ネ）第308号 損害賠償請求控訴事件（請求棄却の原判決変更、一部認容）

1 警察官が、その所属する警察署に入入りして批判的言動をしている控訴人についての人物調査を目的として控訴人の勤務先会社を訪問し、同社長に対し、控訴人が警察署に入入りして批判的言動をし、事務の支障となっていること等を告げた行為が、控訴人のプライバシーを侵害する違法な行為に当たるとして、県に対する国家賠償法に基づく損害賠償請求が一部認容された事例

2 プライバシー侵害の具体的検討に於いては、控訴人の行動に一定の公共性を認めつつも、「勤務先会社の社長との関係でそのプライバシー性（私事性及び秘匿性）が相当に強度である」として相対的な判断枠組みを用いている点が注目される。

3 なお、請求額55万円に対し、認容額は5万円。

【社会法】

(39) 福岡高判平成16年1月20日判タ1159号149頁 平成14年（ネ）第624号 損害賠償請求控訴事件

公立小学校の校長がした学校施設使用不許可処分について、その使用目的が控訴人（教職員組合支部）の組合活動の一環たる分会会議であることや、本件学校施設について本件申請を許可することによって小学校施設の管理運営上特段の支障が生じる具体的事情がないなどの事情の下では、本件不許可の裁量判断は不合理で、社会通念上著しく妥当性を欠くものであるとして、その違法性が認められ、民事訴訟法248条に従い控訴人（教職員組合支部）の損害賠償請求が認められた。

(40) 東京高判平成16年6月30日判時1878号146頁 平成14年（行コ）第117号 各懲戒免職処分取消、懲戒免職処分無効確認請求控訴事件（上告受理申立）

旧郵政省時代に郵便局の集配課に勤務していた者が全通信労働組合の指導の下に争議行為に参加し、郵便物の配達業務を怠業したために懲戒免職処分を受けた事案につき、旧郵政省の労務管理の強化に対する全通の反対闘争は、年末年始の郵便物の集中する時期を選定して実施され、これによる郵便物の滞留も

1000万通を越える日々が続くなど事業の障害の程度は著しく、公労法により違法とされる争議行為であるが、懲戒免職者は全通組合員というに止まり、反対闘争の実施の意思に参画していないこと、懲戒免職事由は他の多数の全通組合員と同様全通の意思決定に従って郵便物の配達をしなかっただけであること、懲戒処分歴が軽微であること等の諸事情によれば、懲戒免職処分は、懲戒処分の選択及び限界の決定につき、考慮すべき事実を考慮せず、社会通念に照らして著しく不合理な結果をもたらした、裁量権の行使を誤った重大かつ明白な瑕疵があり、取消を免れず、また、無効である、として、裁量権の逸脱・濫用はないとした一審判決を取り消した事例。

【その他】

(41) 最一判平成16年11月25日判時1880号40頁 平成13年(才)第1513号、同(受)第1508号・訂正放送等請求事件
法務速報44号40番で紹介済

→

2. 3月の成立法令一覧

種類 提出回次 番号
議案件数

・衆法 162 11
下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律
・市町村合等に伴う簡易裁判所の名称及び所在地・管轄区域を変更する改正

・衆法 162 20
地方税法等の一部を改正する法律
・定率減税縮減・所得譲与税増額・法人事業税の分割基準の見直し等、三位一体改革の一翼と言える地方税法の大幅改正

3. 3月の主な発刊書籍一覧 (私法部門)

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

・福永有利 信山社出版 360頁 4410円
倒産法研究

・UFJプラザ21編 税務経理協会 244頁 1680円
知って得する 相続・贈与の基本とアドバイス 銀行系FP専門会社のコンサルタントが伝える

・清水 響編著 商事法務 433頁 3750円
一問一答新不動産登記法

・永石一郎・腰塚和男・須賀一也編 青林書院 564頁 5250円
解説 改正倒産法

・鳥飼重和 商事法務 282頁 2940円
株主総会の議長・答弁役員に必要なノウハウ

・太田達也 商事法務 248頁 1680円
新会社法とビジネス実務への影響

・大野正道監 信山社出版 352頁 3990円
企業承継の法務と税務Q & A

4. 3月の主な発刊書籍一覧 (公法・その他部門) ★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

・小早川光郎編 有斐閣 230頁 2415円
ジュリスト増刊 改正行政事件訴訟法研究

- ・香城敏磨 信山社出版 568頁 12600円
憲法解釈の法理
- ・橋本誠一 法律文化社 300頁 6300円
在野「法曹」と地域社会
- ・若松陽子 世界思想社 272頁 2415円
歯科医療過誤訴訟の課題と展望 新しい医療の指針を求めて
- ・牧野利秋監・飯村敏明編 青林書院 384頁 3465円
座談会 不正競争防止法をめぐる実務的課題と理論
- ・小林久起編 商事法務 491頁 4725円
司法制度改革概説 3 行政事件訴訟法 . . . ★
- ・佐藤英善編著 敬文堂 776頁 10500円
逐条研究 地方自治法 II 議会
- ・蘆立順美 信山社出版 280頁 8400円
知的財産研究叢書 6 データベース保護制度論
- ・八代英輝 商事法務 294頁 3675円
日米著作権法ビジネスハンドブック
- ・東京弁護士会編 商事法務 247頁 2730円
弁護士研究講座 平成16年春季
- ・東京弁護士会編 商事法務 268頁 2730円
弁護士研究講座 平成16年秋季
- ・森山眞弓・野田聖子編著 ぎょうせい 312頁 2667円
よくわかる 改正児童買春・児童ポルノ禁止法 . . . ★

5. 発刊書籍<解説>

- ・司法制度改革概説 3 行政事件訴訟法
平成16年改正の行政事件訴訟法に関する解説書。新設された法定抗告訴訟類型（義務付けの訴え・差止めの訴え）等、主な概要を解説した上で、逐条講義に章を割いている。この逐条講義自体には著者の解釈等はほとんど盛り込まれず簡便な解説となっているが、100問あるQ & Aの項目は逐条的に想定される争点を網羅しており、立案担当者によって著されている本書が類書に比して研究・実務双方に有用であると言える。
- ・よくわかる 改正児童買春・児童ポルノ禁止法
児童買春・児童ポルノ禁止法の法制定・改正に関わった元法相・森山眞弓氏による同法の解説書。法制定の大部分に関わっている著者による制定経緯の記載により、立法主旨や背景・今後想定される規制目的等が類書に比べて明確である。Q & Aの項目はやや平易に過ぎる質問も含まれているが、逐条講義の項目は著者による解釈も含まれており充実している。全体の流れとして規制や処罰の拡大に肯定的な意見の書となっている。

(C) Copyright (財)日弁連法務研究財団
掲載記事の無断転載を禁じます。
